

新年度の玖珠町環境カレンダーを作成しました

今年度の環境カレンダーを3月15日付け自治委員文書で全戸配布しました。お手元にない方は、役場窓口や各自治会館でお受け取りください。

裏面には、玖珠町のごみ減量化とリサイクルの取り組みを掲載しています。



ゴミは、燃えるか燃えないかで判断するのではなく、処理する方法で分別することが大切です。

環境カレンダーは玖珠町のごみ出しのルールです。ルールを守ることで、燃やして処理するものと燃やさずにリサイクル資源として再利用するものとを分別することが出来ます。

一人ひとりがごみ出しのルールを守って、ゴミの分別と減量にご協力ください。

分別や収集で分からない時は、環境班までご連絡ください。

1月の第4分別は1週ずつ下がります。

●資源回収・古紙回収

1月の収集日を記載しています。

ペットボトルと缶・ビンに分けて集めます

これまでは、ペットボトルと缶・ビンを同じ袋に入れて収集をしていましたが、ペットボトルのリサイクル原料の品質向上を目的に、次のように変更します。

〈袋を分けて集積所に出してください。〉

○ペットボトルのみ

ペットボトルは、キャップとラベルを必ず取り除いて軽く洗ってください。

○缶（飲料用）・ビン（飲料用・食料用・酒用・薬用）

缶・ビンも中身を取り除き、軽く洗ってください。

環境学習会を開催しませんか？

地域やグループなどで、環境やごみについての学習会を開催しませんか。

職員が訪問して説明を行います。

少人数でも構いません。お気軽に環境班まで連絡してください。



リサイクルできるものは、適正な方法で分別処理をしなければ、リサイクル原料の品質が今以上に悪化し、今までなかった費用が発生することになります。

皆様のご協力をお願いします。

原則屋内は禁煙に～望まない受動喫煙をなくす～

令和2年4月1日からオフィスや事業所、飲食店など多くの施設で屋内が**原則禁煙**となります。受動喫煙とは、本人がたばこを吸っていなくても他の人が吸っているたばこから立ち上る煙やその人が吐き出す煙を吸い込んでしまうことをいいます。そのため喫煙をする人には受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮する義務が加わりました。

また、屋内での喫煙には喫煙室の設置が必要になり、20歳未満の方は、たとえ喫煙を目的としない場合でも、喫煙エリアへの立ち入りはできません。

喫煙設備のあるところには、その施設管理者（正確には「管理権原者」といいます。）に標識の掲示が義務づけられ、受動喫煙のおそれがあることがわかるようにしなければなりません。また、規模の小さい飲食店で引き続き喫煙を可能とする場合は、別途最寄りの保健所へ届出が必要となります。

詳しくは、厚生労働省の「受動喫煙対策サイト」や大分県のホームページをご覧ください。

問 大分県健康づくり支援課

☎097(506)2757